

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで
結婚した昭和48年12月ころに国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたが、申立期間当時は生活苦から夫婦二人分の保険料について免除申請をした。

申立期間について、私が免除の申請手続きをしたのに、夫の記録が免除になっていて、自分の記録が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和48年12月の結婚後は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時は生活苦から夫婦二人分の国民年金保険料について免除申請をしたと主張しているとおりに、社会保険庁の記録から、申立期間後の昭和57年4月から同年6月までは夫婦共に保険料の免除期間であることが確認できる。

さらに、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年5月から56年12月までの国民年金保険料は夫婦共に納付済みとなっており、申立期間を除いて、国民年金の加入期間における申立人とその夫の保険料の納付及び免除の記録が一致していることから、申立期間のみ申立人だけが保険料の免除を受けずに未納のままにしておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から同年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで
② 昭和39年4月から47年3月まで

私は、昭和35年10月にA町で国民年金に加入し、36年12月に結婚のためB町に転居したが、嫁ぐ時に持参金を持ってきていたので、結婚後も私だけは、国民年金保険料を38年4月に夫婦で申請免除を受けるまでは納付していた。

また、結婚してからはずっとB町で夫婦一緒に暮らしており、夫の納付記録と私の納付記録が違っているのは不思議であり、夫が自分の分だけ国民年金保険料の申請免除や納付していたとは思えない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたこと又は申請免除を受けていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和35年10月にA町で申立人の実弟と共に連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は、36年4月から37年12月までの国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度発足時に加入手続を行い、申立期間直前までの保険料を納付しながら、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人は、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、当該番号の払出し時期は、申立人の前後の20歳到達者の資格取得年月日から、45年4月ころと推認できる。また、申立期間②以降は夫婦共に国民年金保険料の未納は無く、昭和47年度以降確認できる保険料の納付年月日は夫婦で一致してい

るところ、申立人の夫は、昭和 46 年 1 月 1 日に農業者年金に加入し、同年 4 月から定額保険料と付加保険料を納付していることから、申立人が、その前に、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることを踏まえると、46 年 4 月の保険料から夫婦一緒に納付をしていると考えるのが自然である。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、社会保険庁の記録から、申立人の夫が 39 年度から 43 年度まで一人で申請免除を受けていることが確認できるが、44 年 4 月から 46 年 3 月までは夫も未納となっている。

また、申立人は、当該申立期間中の昭和 45 年 4 月ころに、申立人の夫の妹と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の夫が、昭和 39 年度から 43 年度まで毎年度、夫婦の保険料についての申請免除の手続を行っていたならば、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要はなかったと考えられる。

さらに、申立人は、当時、本名「C」と異なる名前「D」を使用しており、申立人の「D」名の特殊台帳には、昭和 42 年 4 月 1 日の時点で申立人の所在が不明であったことを示す「42. 4. 1 不在決定」の記載が確認できる上、当該特殊台帳及びB町の「D」名の国民年金被保険者名簿の納付記録は、共に昭和 39 年度から 44 年度までの 6 年間で未納期間となっていることから、申立人の夫が、当該申立期間に夫婦の申請免除の手続を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料の免除を受けていたことを示す関連資料は無く、申立人の夫は、病気のため証言を得ることができない上、申立人の夫が、当該期間において申立人の申請免除の手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年12月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年7月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額が7,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和31年7月21日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B店における資格取得年月日を31年7月21日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月18日から31年8月1日まで

昭和27年にA社B店に入社し、30年12月に本社であるC市のA社に転勤し、その後再びA社B店に転勤したが、社会保険事務所の回答では、この期間は健康保険のみの加入であるとのことであった。

しかし、同じ時期に転勤した同僚は、厚生年金保険に加入しているので、私の申立期間についても、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立内容から、申立人は、A社B店からA社に転勤した後の申立期間において、継続して勤務していたことが認められるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間における当該事業所の申立人に係る記録は確認できない。

一方、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間のうち昭和30年12月18日から31年7月21日までの期間について、申立人の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和30年12月18日に取得し、31年7月21日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和30年12月から31年6月までの標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和31年7月21日から同年8月1日までの期間については、同僚の証言及び申立内容から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和31年7月21日にA社からA社B店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和31年7月の標準報酬月額については、申立人に係る同年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和61年5月31日に適用事業所ではなくなっており、また、本社のA社についても平成13年6月30日に適用事業所ではなくなっており事業主も既に死亡していることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで

私は、昭和50年6月ころにA市に転居し、A市役所で転入届を提出した。その際に、退職した会社の人から指導されていたので、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

A市役所に転入届を提出してから、すぐに国民年金保険料の納付書が届いたので、毎月、B郵便局かC銀行で納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から52年5月25日に払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、毎月、納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を過年度納付するには、社会保険事務所から月毎の納付書を発行してもらう必要があるが、申立人は、このような手続をした記憶は無いとしている上、申立人が納付したと主張する申立期間の保険料月額（4,000円から6,000円程度）と実際の保険料月額（1,100円から1,400円）とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、結婚前に親がかけてくれていた国民年金保険料を、結婚後も継続してかけており、国民年金を途中で止めた記憶は無い。

国民年金保険料は、A町から送られてきた納付書で、私が、同町役場かB郵便局で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A町から送られてきた納付書で同町役場かB郵便局で納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間については納付書が作成されず、申立人は保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間は48か月と長期間であり、申立期間すべての納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、A町に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カードには、昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を強制加入から任意加入に変更の上で喪失手続を行ったことを示す記載が確認できるなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和55年6月30日から同年7月7日まで

申立期間①については、A社において昭和52年4月1日から同年10月31日まで勤務し、当時の役員から社会保険加入の説明があった。同年5月分の給与明細では、厚生年金保険料が控除された記載があるので、同事業所で加入記録が無いとすれば、親会社のB社において加入していたと考えている。

申立期間②については、C社において昭和55年4月1日から同年7月6日まで勤務していた。同年4月分から同年6月分までの給与明細では、各月の厚生年金保険料が控除されている記載があるのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年6月30日となっており、厚生年金保険の加入記録が2か月しか無いのは納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和52年5月1日取得、同年10月31日離職）及び同僚の証言から、申立人が雇用保険の加入期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、元代表者及び元役員は「A社は厚生年金保険の適用ではなかった。」と証言しており、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿にも、当該事業所が適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、A社の勤務期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていた証拠として、厚生年金保険料（1万10円）及び健康保険料（8,360円）の控除に係る記載のある昭和52年5月

分の「給料支払明細書」を提出しているが、申立人から提出を受けた家計簿の同年8月10日の収入欄に、これらの保険料額の合計額「18,370」とともに「5月分差額 主人」と記載されていることから、控除された保険料については申立人に返還されたものと推認される上、申立人提出の「昭和52年分給与所得の源泉徴収票」によれば、社会保険料の金額欄に記載されている金額「8,426」は、当時の1か月分の厚生年金保険料（1万10円）にも満たないことから、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、「A社で加入記録が無いとすれば、親会社のB社において加入していたと考えている。」と述べているが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できた元従業員（申立人がA社の同僚として記憶していた者3人、及び同僚の証言から当該事業所に勤務していたことが確認できた元従業員3人）には、B社における厚生年金保険の加入記録は無く、B社において厚生年金保険の加入記録のある者の中にA社に勤務していた者も確認できず、このほかに、申立人が申立期間①において、A社で勤務しながら、B社において厚生年金保険に加入していた事情はうかがえない。

申立期間②について、申立人は「C社において昭和55年4月1日から同年7月6日まで勤務していた。」と主張しているが、申立人提出の「雇用保険被保険者離職票」によれば、申立人の離職年月日は昭和55年6月29日と記載されている上、離職日直前の賃金支払対象期間は「6月21日～離職日」、基礎日数は「9日」、賃金額は「63,059」と記載されている。C社では、当該事業所の給与の締め日は毎月20日であると回答しており、申立人提出の55年7月分の「給料明細書」の支給金額合計（6万3,059円）が、雇用保険被保険者離職票に記載されている離職日直前の9日分の賃金額と一致することから、申立人は、給与の締め日（昭和55年6月20日）の9日後の、55年6月29日に退職したものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は「昭和55年4月分から6月分までの給与明細では、各月の厚生年金保険料が控除されている記載があるのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年6月30日となっており、厚生年金保険の加入記録が2か月しか無いのは納得がいかない。」と述べており、申立人提出の昭和55年4月分から同年6月分までの「給料明細書」には、厚生年金保険料（月額1万10円）が控除されている旨の記載があることが確認できる。

しかしながら、C社では「厚生年金保険料は翌月控除である。」と回答しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が、C社に勤務する前に勤務していた事業所（D社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は55年4月1日、雇用保険の離職日は同年3月31

日であり、「給料明細書」の記載によれば同年4月の給与支払対象日数は20日間であることから、申立人のC社における勤務開始日は同年4月1日であると確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月30日であり、同年7月分の「給料明細書」には厚生年金保険料の控除額の記載は見当たらないこと、及びC社の給与の締め日が毎月20日であることを踏まえれば、同年4月分の「給料明細書」において控除された記載のある厚生年金保険料は、同年3月の厚生年金保険被保険者期間に係る保険料であると考えられるが、C社では、「申立人の勤務期間は昭和55年4月1日から同年6月29日であり、同年4月分の給与から、本来徴収すべきでない同年3月分の厚生年金保険料を誤って控除してしまった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月15日から39年4月15日まで
② 昭和41年12月15日から42年4月20日まで

A社に昭和36年に入社してから52年に退社するまで継続して勤務しており、途中で退職した記憶も無いのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が途切れているのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に継続して勤務し、途中で退社した記憶は無いと主張しているものの、申立人の申立期間①及び②に係る勤務の事実を確認できる人事記録等の資料は無い上、元代表取締役は「冬の間は仕事が無いので、会社の都合上、（経営が）軌道に乗るまでは、2、3回は（厚生年金保険の）資格を喪失させた記憶がある。冬場に資格が継続している年は製造はやっておらず、申立人については外回りの営業、車の運転という名目で資格を継続していたと記憶している。資格喪失している年は次年度の雇用を約束して雇用保険の手続をしてもらったと記憶している。」と証言している。

申立期間①について、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、元代表取締役及び元取締役（元代表取締役の父）以外の被保険者15人すべての厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和38年12月15日となっていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、39年1月27日に健康保険証を返却したことを示す記載が確認できる。

また、申立期間②について、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被

保険者原票によれば、元代表取締役、元取締役、元代表取締役の妻及び元事務員1人以外の被保険者26人すべてが昭和41年12月中に厚生年金保険被保険者資格を喪失（昭和41年12月1日付けで4人、同年12月12日付けで12人、同年12月15日付けで4人（申立人を含む。）、同年12月16日付けで2人、同年12月28日付けで1人、同年12月31日付けで3人）していることが確認できる。当該元事務員は、「自分は事務員として昭和41年4月に入社したが、その年の冬は仕事が無く、一人で電話番をしていた記憶がある。社長も含めて誰も勤務はしていなかった。入社した年のことなので、記憶は間違っていないと思う。」と述べている上、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、昭和42年2月1日に健康保険証を返却したこと、及び41年12月15日付けで任意継続の健康保険被保険者資格を取得していることを示す記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から47年4月1日まで

A社では、昭和43年4月からB社に籍を移す47年4月1日まで、ダンプカーや重機運搬車の運転手として勤務していた。

申立期間中は、毎年4月から10月までは管内で仕事をし、11月から3月までは他県で仕事をしており、健康保険証を渡された記憶がある。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で、昭和43年4月1日からB社に籍を移す47年4月1日まで勤務していたと主張しているが、B社の元経理担当者は、「ダンプカーの運転手であれば昭和47年4月1日（B社の厚生年金保険の新規適用日）より前からB社で勤務していたかもしれない。」と述べており、A社又はB社の元従業員のうち連絡の取れた者（10人）の証言から、申立人が申立期間当時に両社のいずれかに所属し勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は申立期間の一部を含む41年8月1日（取得）から44年1月1日（喪失）までの期間において他の事業所（C社）での厚生年金保険の加入記録が存在しており、このほかに申立期間における申立人の所属事業所及び勤務開始時期を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、B社の元経理担当者は、「A社で社会保険に加入していたのは、社長以下役員と事務方の社員、重機の運転手だけで、ダンプカーや重機運搬車の運転手は加入させていなかった。」と証言しているところ、連絡の取れた申立人と同じ業種（ダンプカーの運転手）の元従業員3人（それぞれ昭和32年、44年、45年から勤務）のうち1人は、「申立期間においても

勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」旨証言しており、他の2人からも申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、当該3人、及び元従業員の証言により申立期間以前から勤務していたと考えられる同じ業種の従業員1人については、申立期間において厚生年金保険の加入記録は存在せず、4人とも申立人と同様に、B社において昭和47年4月1日（新規適用日）から厚生年金保険に加入している。このうち、32年から勤務している元従業員は、「（厚生年金保険に加入していない時期は）自分で国民年金に加入していた。私が（厚生年金保険に）加入していないのに申立人が加入しているとは考えられない。」と述べているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該者は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から昭和44年3月まで
結婚した昭和42年3月当時、A社に勤務していた。

平成20年5月にA社を訪れ、当時の同僚から、「(申立人は)季節労働者ではなく、通年雇用者として勤務をしていたので、社会保険に加入していたのではないだろうか。」と聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が通年雇用者としてA社に勤務していたとして、申立人に係る連続5年勤務の表彰状(昭和42年11月23日付け、B公共職業安定所長、C公共職業安定協会D支部長、E建設業協会長の連名)を提出しているが、申立人の申立期間におけるA社での雇用保険の加入記録は「昭和42年5月1日取得～同年12月12日離職」、「昭和43年5月1日取得～同年12月13日離職」となっていることが確認できる上、連絡の取れた元同僚(11人)のうち9人は「申立人は季節労働者として勤務していた。」と証言しており、このうち7人は「(申立人は、)冬季は勤務していなかった。」と述べている。また、当該表彰状について、季節労働者として勤務していた元同僚は、「季節労働者に出されるもので、自分も季節労働者の時に表彰を受けた。」と証言していることを踏まえれば、申立人は、申立期間のうち、雇用保険の加入期間において季節労働者として勤務していたものと推認できる。

さらに、元同僚の証言から季節労働者は20人から多い時には100人程度勤

務していたと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間のうち申立人の雇用保険の加入期間において厚生年金保険の加入記録が存在している厚生年金保険被保険者（最少で17人、最多で26人）のうち、加入期間が1年未満の男性被保険者は2人のみ確認できるが、元同僚の証言によれば、これらの者は土木工事に係る特殊な技術を持つ者、及びトラックの運転を専門業務として勤務していた者であると考えられ、現在は役員である元同僚は、「季節労働者であっても、重機やトラックの運転手、特殊技能を持っている場合には厚生年金保険に加入する場合もあった。」と証言している。一方、申立人の業務内容について、複数の元同僚は、「トラックの運転もしたが、運転が専門ではなかった。」、「土木作業とトラックの運転をしていた。」と証言しており、申立人と同様に季節労働者として土木作業とトラックの運転をしていたと回答している元同僚1人、及び元同僚の証言により同じ業務に就いていたと考えられる者1人にも厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から38年4月1日
短大を卒業後、昭和35年4月にA社B支店に就職し、現場監督及び施工図を作成する専門職として38年3月まで働いていた。
大手企業なので厚生年金保険には加入していると思っていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司に厚生年金保険の加入記録が存在していること、及び申立人が、A社B支店が行っていたと考えられる工事の名称を複数記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことはいかざるもの、申立人が記憶していた上司及び連絡の取れた元従業員（15人）からは申立人について記憶している旨の回答は得られず、このほかに、申立人の実際の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録の存在する元従業員（15人）から、A社では正社員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いであったこと、同社の正社員となる要件には、本社で行われる採用試験を受けて合格、又は、同社の支店に臨時従業員として入社し、最短で3年程度の勤務期間を経た後に上司の推薦を受け、本社で行われる「雇員登用試験」を受けて合格すること、及び採用地（本社又は同社支店）にかかわらず試験に合格した後に、本社で行われる入社式に出席することとなっていた旨の証言を得ている。

一方、申立人は、「履歴書の提出をただけで、試験を受験していない。」、「入社式にも出席していない。」と述べている上、社会保険庁の管理する

オンライン記録によれば、臨時雇員として同社B支店に入社したと回答のあった元従業員3人（それぞれ昭和26年、32年及び35年に入社）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社時期から約5年から10年後となっているところ、申立人の主張する勤務期間が3年間であることを踏まえると、申立人は、同事業所に臨時雇員として入社したものの、正社員として厚生年金保険に加入することなく退職したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。